



暑中お見舞い
申し上げます

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

8月

(葉月) August

8月の税務と労務

日	12	26	
月	13	27	
火	14	28	
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	.
日	5	19	.
月	6	20	.
火	7	21	.
水	8	22	.
木	9	23	.
金	10	24	.
土	11	25	.

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 8月31日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月14日)

ワンポイント 印紙税の軽減措置の延長

印紙税は、契約書や領収書などの文書に対して、その記載金額等に応じて課税されます。ただし、不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件に該当するものについては、印紙税の軽減措置が設けられており、この措置が平成21年3月31日まで延長されています。

信用保証協会の保証判定



東京都S区・S区商工融資の相談員Aさんは「地方自治体（各市区町村等、以下、自治体）の融資について、金融機関あるいは信用保証協会は、このように扱っているのではないかと話します。」

Aさんの話の前に、自治体の融資を利用する際の手順について説明しましょう。

企業経営者の皆さんは、まず、各自治体の融資相談係を訪ねると、役所の職員が手助けとして同席している商工相談員に必要な提出書類とか融資の仕組み、流れ（＝手順）といった説明を受けます。

提出すべき書類は、自社の決算書（個人事業者については青色又は白色申告書）二期分と、納税証明書等です。

さて、仕組みや手順ですが、自治体の融資は信用保証協会の保証を受ける融資（制度融資といえます）であり、手順につきましては

二通りあります。

一つは、申込みに必要な書類を信用保証協会に提出し、保証協会の融資審査を受け保証を取り、その後、民間金融機関に回してもらい融資を受ける場合。

もう一つは、民間金融機関（以下、銀行）に書類を提出し、銀行が審査して貸出しの可能性のあるものを信用保証協会に持ち込み、保証を取りつけてから融資を受ける場合があります。

ここ数年、通常の流れは、企業経営者が銀行に書類を提出、その後、そのまま銀行は信用保証協会に書類を送付し、保証を受けた案件だけを融資している、ということです。

したがって、融資を受けるポイントは、信用保証協会が決算書などのように判定するのか、という内容になります。

1 決算書が赤字かどうか

経営者の方が自治体の受付でよくする質問は、「うちは赤字決算だが貸してくれるのか」というものです。

自治体の窓口では「貸してもらえない場合もあるし、もらえない場合もあります」としか答えようがありません。

建設業B社（従業員10名）の例

B社は創立後一〇年目にして初めて赤字になりました。昨年（平成十八年）十一月、ポーナズ等の年末資金一、〇〇〇万円を借りるため、創業以来付き合いのあるN信用金庫に融資を申込みました。

ところがN信用金庫の顔見知りの融資担当者の態度は一変。返済可能か否か判定するため、今後の返済計画及び資金繰り表を提出された際の「一点張り」。

B社代表のBさんは初めての経験に困惑し、S区融資相談員Aさんを訪ねたのです。

Aさんに資金繰り表の作成、返済計画を教わると同時に、S区の商工融資を申込んだところ信用保

証協会の保証を得た上で、N信用金庫より、希望額一、〇〇〇万円の借入ができました。

Bさんはつくづく企業は黒字にしなければならぬと思ったそうです。

染色業T社（従業員4名）等の例

Bさんのように一期だけ赤字になると融資を受けるのに苦戦する企業もあれば、一方では、毎年赤字決算なのに融資を受けている企業もあり、疑問が生じます。

これは個人事業の色彩の強い企業に多く見られる現象です。

実際には収益があるのに税務上、赤字を計上し、収益は個人的に蓄積して資金繰りに困らないケースと、担保となる資産があるので、銀行から融資を受けて何とか経営を続けているケースがあります。前者のケースは役員報酬を多くとり赤字となっていますが、いざとなったら個人の余裕資金から返済するというものです。

この場合、銀行は返済可能であると判定するものの、融資担当者には十分な説明をしなければなりません。

後者のケースですが、埼玉県K市・T社が該当します。T社は明治時代よりN川に沿って四、〇〇〇坪（時価一坪七〇〇八〇万円）の土地を所有。同業者は昭和四十年代に地方に移転するか廃業しているのに対して、T社は縮小しつつ営業し、毎年、大きな額ではないものの赤字を計上。

T社長は八〇歳になりますが、五〇坪も売れば赤字は補填できると考えているせいか、堂々と地元商工会議所の役員で活躍しています。

信用保証協会は、なぜ赤字になったのか赤字の発生原因を調査します。

大口売掛債権が回収不能となったり、取引で見通しを誤り多額の欠損を被った、あるいは折からの不況で売上が減少する一方、経費の節減が思うように進まなかった等原因はいろいろあります。

これらの原因により保証協会の対応条件は異なり、解決が可能なものを把握することになります。

一時的原因の場合……資金繰り表を作成し短期的に回収可能か否かを売上の推移と併せ判定

構造的原因の場合……決算内容を分析し、長期的償還能力を判定
このことを考慮するとともに次に紹介する自己資本を調査します。

2 自己資本がマイナスかどうか

信用保証協会は、提出された決算書を全てそのままでは資料として使用しません。融資する目的のために修正しますが、特に貸借対照表を重視し、実態を表わすようにして、その後、保証の可否を行います。

では、どのように修正するのかを下記の表で説明しましょう。

提出された貸借対照表（修正前）を信用保証協会が精査すると、（イ）売掛金のうち一、〇〇〇万円は回収不能のものが含まれていた、（ロ）不動産を時価評価すると半額であった（マイナス五、〇〇〇万円）、（ハ）同様に有価証券の評価は四、〇〇〇万円であった。

このことを修正した結果、実態は二、〇〇〇万円の債務超過であった、となります。

さて、貸借対照表の自己資本がマイナスという意味は、他人資本

（返さなければならぬ資金）で経営を行っているわけですから、極めて企業が不安定な状態にあるといえます。

そこで、このような場合、信用保証協会はいつまでに自己資本がプラスになるのかを検討します。

通常、プラスへの転換（債務超過がなくなる）にかかる期間が一年、二年の場合は安心して保証しますし、五年かかる場合は注意しながら保証を行っていくこととなります。

実態貸借対照表のつくり方（修正前）

		（単位：千円）	
現預金	10,000	買掛金	40,000
売掛金	50,000	借入金	120,000
不動産	100,000	自己資本	50,000
有価証券	50,000		
計	210,000	計	210,000



		（単位：千円）	
現預金	10,000	買掛金	40,000
売掛金	40,000	借入金	120,000
不動産	50,000	自己資本	20,000
有価証券	40,000		
計	140,000	計	140,000

実態貸借対照表のつくり方

ケース	経常利益	（単位：千円）	
A	1,000		債務超過がなくなるのに20年かかる
B	4,000		債務超過がなくなるのに5年かかる
C	20,000		債務超過がなくなるのに1年かかる

返済力の考え方および判定

金融機関融資担当者は、企業が借入を申込んできたとき、貸すかどうかをどのように判定しているのでしょうか。

申込み理由が設備資金の場合もあるし、運転資金（長期的資金と短期的資金に分類されます）の場合もあります。

担当者は当然、返済力を検討することになり、その場合は売上予測が基本になりますが、

表1 返済力の考え方

資金使途	償還財源	償還方式
設備資金・ 長期運転資金	利益	利益償還
短期運転資金	収支タイミングと 財務資金	資金繰り償還

返済力の目安としては一応、表1の考え方を示します。

しかし、実際の申込みにおいては、大半の企業が設備資金や運転資金も借りており、資金の性格そのものを区分することは困難な場合が少なくありません。

そこで、企業が本当に返せるのか否かの判定は、表2のとおり償還年数はどうなっているのかを目安にします。

債務償還年数10年くらいを基準として融資判定を行っているのが現状です。

表2 返済力の判定

例:借入金 200,000 (a) (単位:千円)

ケース	返済できる理論上の金額 (b)			必要返済期間 (a)/(b)
	税引後 当期 利益	減価 償却	計	
A	2,000	10,000	12,000	16.6年
B	10,000	10,000	20,000	10年
C	40,000	10,000	50,000	4年

知得 中小企業の存在

大学で中小企業論を講義するH氏は、中堅・中小企業の存在は、おそらく、世界の中で日本が誇れるものだろうと言っています。今後の中堅・中小企業の存続を心配しています。

心配の一つは、中小企業に比べ、大企業および中国の企業の優位性が、今後ますます強まる傾向にあること。もう一つは、金融機関の貸出し姿勢についてです。

金融機関は、バーゼル協定（BIS規定。銀行は自己資本比率が国際的に活動する場合八パーセント、国内のみの場合四パーセント以上が必要）を遵守すべく中小企業向け融資を減少させました。そして今後二～三年の間に、どの金融機関も大量に抱え込んでいる国債を再評価すると二割位、減額したものにします。つまり、BIS規定を達成するため貸出しを厳しくする、というものです。

納得 融資担当者の審査能力

中小企業経営者の中には、最近の銀行員の融資判断に首をかしげる方も多いようです。

融資担当者は貸出しにあたって、答えはイエスかノーだけであり、条件面での交渉に余地のない硬直的姿勢が目立つからです。

元・銀行審査部長O氏は、このことについて次のように話します。

「一人前の審査能力を身につけるにはほぼ10年くらいかかる。企業数としては100社程度の融資経験が必要である。しかし、銀行は昭和48年以来、融資担当者を育ててこなかった。さらに続けて、「決算書の貸借対照表から安全性を見る。一方、損益計算書から企業の成長性を判断する。つまり、審査に自信があれば、資本の部が過少とか債務超過であっても損益計算の部が良好であれば、企業は必ずしもつぶれないと判断もでき、貸出しを実行するのである」。

融資担当者は、安全性ばかり目を向けず、幅広い視野をもって企業を見るよう心掛けてもらいたいところです。